



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



あっという間に秋が通り過ぎ去っていきました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。街にはイルミネーションが煌びやかで、今年もあと数日です。今年はコロナが終わり、過去に戻るといふより、今までとは何もかもが違っていくことを強く実感した年でした。来年以降もこの変革がもっと大きく進んでいくのでしょうか。皆さまどうぞよいお年をお迎えくださいませ。

年賀状廃止についてのご案内

弊所では、令和6年より、全てのお得意様に対し年賀状によるご挨拶を控えさせていただくことにいたしました。

近年のデジタル環境への移行、自然環境意識の高まりも鑑みつつ、年賀状を控えさせていただくことになりましたことをご案内申し上げます。

また、弊所への年賀状によるお心遣いはご無用にてお願いいたたく存じます。今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

年末年始の休業について

令和5年12月29日（金）～令和6年1月3日（水）休業させていただきます。

★12月のお仕事カレンダー



12/11

● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2024/1/
4

● 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 10月決算法人の確定申告と納税・2024年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

● 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

★気になる相場★



～社員への見舞金の相場～

【災害見舞金】(世帯主、借家の場合)

(円)

	全焼、全壊	半焼、半壊	床上浸水、一部損傷
最高額	500,000	300,000	100,000
最低額	5,000	5,000	5,000
最多回答額	100,000	50,000	30,000

*日本実業出版社(2018年6月調査)

**有給休暇の変更を求めてもよいのは
どんなときでしょうか？**

Q. 従業員から有給休暇の届け出がありました。その日は大事な業務を予定しています。別の日に変更を求めてもよいのでしょうか？

A. 一定の場合に有給休暇の取得日を変更するよう求めることはできますが、まずは、代替要員がないかなど、できる限り本人の希望日に取得できるよう配慮しなければなりません。

有給休暇は、労働者の心身の疲労回復などを目的に、労働基準法で定められている休暇です。有給休暇は、所定労働日に賃金を減らすことなく休みを与えるもので、原則 1 日単位で与えるものですが、半日単位や労使協定を締結したときは、時間単位で与えることもできます。有給休暇は、原則として、労働者の請求する時季に与えなければならないとされています。一方で、使用者には、請求された時季に有給休暇を与えることが「事業の正常な運営を妨げる場合」は、他の時季に変更することができます。これを「時季変更権」といいます。時季変更権の行使については、できる限り労働者が指定した時季に休暇を取ることができるよう配慮すべきとされていて、配慮せずに変更させることは認められていません。使用者に求められる配慮とは、代替要員の確保などです。

また、「事業の運営を妨げる場合」とは、例えば、年末の特に繁忙な時期や、「同一時期に多数の有給休暇の請求が重なったとき」などと考えられていますが、事業の規模、内容、その労働者の担当する作業の内容・性質、繁閑、代行者の配置の難しさ、その他の事情により判断すべきだと裁判例で示されています。

(認められた例)

- ・技術者に高度な知識・技術を習得させるため各職場の代表者に短期訓練を実施した際、その期間中に参加者が有給休暇を請求した。→参加者が訓練の一部でも欠席することは、予定された訓練目的を十分に達成できないことから、時季変更権が認められました。
- ・約 1 ヶ月の長期かつ連続した有給休暇の請求に対して、後半 2 週間について時季変更権を行使した。→対象労働者の職務が専門的知識を必要とし、代替し得る者を長期に確保することが困難だったため認められました。

退職日前に残った有給休暇をまとめて消化するということがあります。この場合、退職日以降は時季変更はできません。

日常的に忙しいという会社も多いことかと思いますが、請求された有給休暇の時季変更は特別な場合と考えなければなりません。労働者に業務への責任感を求めることも大切ですが、使用者は休暇を取れる環境作りが求められています。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

